

第22回 時効(2)一時効の共通原則(1)

2005/06/27

松岡 久和

【時効の中断と停止】(E199-201頁、佐374-378頁)

Case42 ①Xは、Yが自己の所有土地の一部を長年占有していることに気づいた。XがYの取得時効の完成を妨げるにはどうすればよいか。

②Xは、Yに対して1,000万円の債権を有しているが、Yに弁済の資力がないことから、これまであきらめて何もしてこなかった。Yが相続により弁済の資力を回復しそうになっているばあい、Yの消滅時効の完成を妨げるにはどうすればよいか。保証人Z₁や物上保証人Z₂がいる場合には、どのような点に注意すべきか。

1 時効の中断と停止

- ・ 中断：経過した期間は無意味となり時効期間がゼロから再進行＝カウンターリセット
- ・ 停止：中断行為に一定の障害がある場合に時効の完成を延期＝カウンターストップ
- ・ 確定判決（判例 和解調書・調停調書・支払督促等がある）による中断の場合には、その後の消滅時効期間は一律に10年となる（174条の2第1項）。

2 時効の中断事由

2-1 取得時効に特有の中断事由 占有の喪失（164条）。

2-2 共通の法定中断事由・概観

(1) 請求（147条1号→149条～153条）

①裁判上の請求（149条。民調19条、家審26条2項、手86条、小73条、会更100条4項）
これが基本で、その他はこの拡張や制限。

②支払督促（150条→民訴382条以下）。

③和解のための呼び出し・任意出頭（151条→民訴275条）。

④破産手続参加（152条→破111条。判例 会更143条、民再98条）。

⑤催告（153条）：6か月間の暫定的時効中断効。他の手続で補完しなければ中断効なし。

(2) 差押え・仮差押え・仮処分（147条2号→154条・155条）

(3) 承認（147条3号→156条）－債権者の権利不行使の原因となるから

2-3 各種の中断効に関わる諸問題

(1) 請求の場合

- ・ 一部請求を明示している場合には債権の残額については中断効が及ばない。

判例 判108（東北電力火災事件。昭34年）←→全部中断説

- ・ 債務者からの訴訟（債務不存在確認請求訴訟や抵当権抹消請求訴訟）に応訴して債権の存在を主張した場合も、裁判上の請求となる。 判例 判105（消滅時効の例：昭14年）・106（取得時効の例：昭43年）

- ・ 裁判上の催告：手続中は催告が継続→時効の完成否定。手続終了時点から6か月以内に強力な中断手続を採ればよい。 判例 判107（留置権の主張：昭38年）、最判平成1

0年12月17日判時1664号59頁（請求原因・給付の経済的利益が同一の場合、損害賠償請求訴訟中は不当利得返還請求権の消滅時効も中断→期間経過後の訴えの追加も適法）。

(2) 差押え等

- ・ 取消しや取下げがあると中断効は生じない（154条）。
- ・ （差押え等の相手方以外で）時効の利益を受ける者には通知により中断（155条）。
- ・ **担保権の実行**としての競売申立て（最判昭和59年4月24日民集38巻6号687頁：申立後差押前に時効期間が経過したが申立てで時効中断）、**配当要求**（民執51・105・154条、最判平成11年4月27日民集53巻4号840頁：競売手続が取り消されるまで配当要求による時効中断効は持続）は、差押えに準じる。
- ・ **物上保証人に対する抵当権実行**では、競売開始決定正本が債務者に送達されたときに時効中断効が生じる（155条参照。判109一平8年）。
- ・ **仮差押登記**が残る限り、本案訴訟とは独立に時効の**中断効が継続**（最判平成10年11月24日民集52巻8号1737頁。ただし、学説では非継続説が有力。また、継続説でも仮差押えの時効中断効は本案判決の効力に吸収されるとの見解有）。

(3) 承認の場合

- ・ 処分能力または処分権限は不要だが（156条）、管理能力・権限は必要。
- ・ 承認には方式を要しない。 **例** 利息の支払い、一部弁済、弁済猶予の要請
- ・ **関連** 判110（西武鉄道石炭留置料事件。昭43年）：債務者が債権調査の猶予を求めた場合、民法153条所定の6か月の期間は債務者から回答があるまで進行しない。

3 時効中断の効力

- ・ **相対効の原則**（148条）。
- ・ **例外：請求の絶対効** 434条・458条（連帯債務・連帯保証の場合）、457条1項（通常保証の場合の主たる債務者への請求。保証人への請求には絶対効はない）。
- ・ **相対効の例外の拡張** 物上保証人が、債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することは、**担保権の付従性**に抵触し、民法396条の趣旨にも反し、許されない（**例** 最判平成7年3月10日判時1525号69頁）。

4 時効の停止

- ・ 停止事由：158-161条。時効の中断を行いにくい場合、時効完成を延長する制度。
- ・ **関連** 判111（予防接種禍事件一平10年）：724条の除斥期間の経過前の6か月以内に被害者が心神喪失の常況にあるのに後見人を有せず、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6か月以内に右損害賠償請求権を行使した場合には、民法158条の法意に照らし、724条後段の効果は生じない。

【時効の援用】（E195-197頁、佐379-386頁）

Case43 次の場合に、保証人は債権者からの請求に対して支払いを免れるか。

- ①保証人が保証債務を承認したが、主たる債務者の債務につき消滅時効が完成した。
 - (a) そして主たる債務者がそれを援用した場合
 - (b) まだ主たる債務者が援用も放棄もしていない場合

- (c) しかし主たる債務者が時効の利益を放棄した場合
- ②主たる債務者が自らの債務を承認したが、保証債務につき消滅時効が完成した。
 - (a) 保証人が保証債務につき時効利益を放棄した場合
 - (b) 保証人が保証債務につき時効利益を放棄していない場合

1 時効の援用

1-1 援用権とは

- ・時効完成＋援用＝権利の得喪（145条）。
- ・時効援用の意味
 - ①**確定効果説**＝攻撃防禦方法説（立法趣旨。旧判例や取得時効と登記関係の判例）。
援用の意味：弁論主義の表現←→時効以外でも妥当するので145条は無意味。
 - ②**訴訟法説**＝法定証拠説
援用の意味：真の権利関係を証明するための法定証拠の主張
←→権利の得喪と規定する民法や自由心証主義を採る民事訴訟法にそぐわない。
 - ③**不確定効果説**：権利得喪の実体法上の停止条件（判例・旧通説）又は要件（有力説）
判例 **判98**（昭61）：県知事に対する許可申請協力請求権が時効消滅しても、その間に売買対象農地が非農地化して当然に売買契約の効力を生じ買主に所有権が移転するときは、その後許可協力請求権の消滅時効を援用しても意味がなく、農地買主の地位の譲渡が売主に対して効力を有する可能性がある。
援用の意味：良心規定性←→悪意者や泥棒をも保護する時効制度と不調和。

1-2 援用の方法

- ・特に方式は問わず裁判外で援用可能（援用の事実を裁判で主張・立証すればよい。判例・通説＝不確定効果説）。
←→攻撃防禦方法又は法定証拠として裁判上のみ主張可能（確定効果説・訴訟法説）。
判例 **判102**（昭10年）：未成年所有の山林を売却した親権者は、自称所有者から右山林が自己の所有に属するとして不法行為責任を追及された場合、未成年者の法定代理人として未成年者の取得時効を裁判外で主張できる（ただし傍論）。
※両者の違いは、援用権を持たない者のみが訴訟当事者となった場合、援用権者が時効を裁判外で援用した事実を主張・立証して、権利得喪の効果を主張できるか否か。判例の立場によれば、後順位抵当権者は、抵当債務者が被担保債権の消滅時効を裁判外で援用したことを主張・立証して、先順位抵当権の抹消を請求できる。

2 時効の援用権者

2-1 判例の一般的基準とその空洞化

- ・時効により直接利益を受ける者のみが時効援用権を持つ。
- ・本来の役割は物上保証人や第三取得者等に援用権を認めないための基準であったが（大判明治43年1月25日民録16輯22頁）、判例は次第に援用権者を拡張してきたため基準としての意味は怪しくなっている。

2-2 具体例

(1) 消滅時効の場合

- (a) 援用権が肯定される者

- ・債務者本人、連帯債務者（439条）
- ・保証人 **判例** 大判大正4年7月13日民録21輯1387頁
- ・連帯保証人 **判例** 大判昭和7年6月21日民集11巻1186頁
- ・物上保証人 **判例** **判99**（昭42年）←担保の付従性 ※旧判例は否定
- ・第三取得者 **判例** **判100**（昭48年） ※旧判例は否定
判101（仮登記担保権者の予約完結権。平4年）
最判平成11年2月26日判時1671号67頁：譲渡担保目的物の譲受人
- ・詐害行為（424条）の受益者 **判例** **百42**（平10年） ※旧判例は否定

(b) 援用権が否定される者

- ・優先権のない差押債権者 **判例** 大判大正8年7月4日民録25輯1215頁
- ・後順位抵当権者 **判例** **百41**（平11年）

※後順位抵当権者には順位上昇に関する利益があり、第三取得者との違いを説明できないとの批判がある（金山直樹・ジュリ1179号64頁参照）。

※自分自身に援用権がなくても、抵当債務者がすでに消滅時効を援用していればそれを主張すればよいし、まだ援用していなくても同人が無資力であれば、同人の時効援用権を代位行使する（423条）方法が残る。

(2) 取得時効の場合

Case44 次の占有者は自らの他主占有に基づく賃借権の時効取得が主張できない場合、土地所有権の取得時効を援用できるか。

- ①当該土地の賃借人、②当該土地に土地占有者が建築した建物の賃借人

(a) 援用権が肯定される者

- ・問題の土地・建物等の時効による所有権取得者
- ・時効取得の対象となる土地の賃借人（？）；下級審裁判例は分かれる。

(b) 援用権が否定される者

- ・時効取得の対象となる土地の建物の賃借人
判例 最判昭和44年7月15日民集23巻8号1520頁

※94条2項についての最判昭和57年6月8日判時1049号36頁も同様の発想

※自分自身に援用権がなくても、土地占有者がすでに取得時効を援用していればその効果を主張すればよいし、まだ援用していなくても同人が無資力であれば、同人の時効援用権を代位行使する（423条）方法が残る。

2-3 援用の効果が及ぶ範囲

- ・援用権者が直接に利益を受ける限度でのみ効果を生じる（ある意味での相対効の原則）
判例 物上保証人が被担保債権の消滅時効を援用しても、債権者・債務者間では別途援用がなされなければ、債権は消滅しない。
- ・債務者の時効援用による被担保債権や主たる債務の消滅で保証債務や物上保証人の責任が消滅するのは、担保権の付従性の効果。

【参考文献】

- ・森田宏樹「時効援用権者の画定基準について」法曹時報54巻6号・7号（2002年）

